

生涯学習スポーツ振興課

港区及び港区教育委員会と学校法人嘉悦学園との  
地域社会の発展に関する連携協力協定の締結について

報告内容

港区及び港区教育委員会と学校法人嘉悦学園は、相互の強みを生かした連携を推進することで、区民の健康増進や世代間交流の促進、地域コミュニティの活性化により、区民生活の質の向上を実現するため、「地域社会の発展に関する連携協力協定」を締結します。

1 協定締結の理由

区と教育委員会及び学校法人嘉悦学園が運営する嘉悦大学は、令和4年度から連携協力して、高齢者向けのeスポーツ体験事業に取り組んできました。

嘉悦大学は、社会・企業に求められる人材を育成するため、経営学と経済学を基幹とした実学を重視し、大学内にとどまらず、社会や企業をフィールドととらえ、実践的な学びを推進しています。

本協定の締結により、これまで両者が連携協力してきた取組を様々な形で展開することで、区民の健康増進や他者との交流による生きがいづくりなど、生活を豊かにする効果が期待できるとともに、研究や教育機会、学生の社会体験の場の充実に寄与する利点があります。

2 協定締結先

学校法人嘉悦学園（東京都江東区東雲2-16-1）

代表者：理事長 永久 寿夫

3 協定の内容（連携協力事項）

- （1）区民の健康増進に関する事項
- （2）世代間交流の促進に関する事項
- （3）教育機会の創出に関する事項
- （4）その他区民福祉の向上及び地域社会の発展に関し合意した事項

4 協定締結式日程

令和6年10月28日

## 港区及び港区教育委員会と学校法人嘉悦学園との 地域社会の発展に関する連携協力協定の締結について

### 1 概要

港区及び港区教育委員会と学校法人嘉悦学園が運営する嘉悦大学は、令和4年度から連携協力して高齢者向けeスポーツ体験事業を実施してきました。

これまで、生涯学習スポーツ振興課をはじめ、関係各課と連携協力し、豊富な実績を積み重ねてきた学校法人嘉悦学園と連携協力協定を締結することで、関係がより強固で継続的なものとなり、事業のさらなる展開が可能となります。

### 2 協定締結先

住 所：東京都江東区東雲2-16-1

法人名：学校法人嘉悦学園

代表者：理事長 ながひさ 永久 としお 寿夫

※嘉悦大学（東京都小平市花小金井南町2-8-4）

### 3 これまでの経緯

令和4年4月、国内でも最新設備を備えたeスポーツのテーマパークである RED° TOKYO TOWER が区内(東京タワー内)で開業しました。嘉悦大学の内海健宏教授が RED° TOKYO TOWER の教育コンテンツアドバイザーを務めていることがきっかけで、区のeスポーツに関する取組について、意見交換をする関係が生まれました。

嘉悦大学は、経営学と経済学を基幹とした実学を重視し、実際の社会・企業に求められる人材を育成するため、社会や企業をフィールドに実践的な学びを推進している大学です。

区が高齢者を対象としたeスポーツ体験機会の創出を検討していたことから、高齢者にeスポーツに興味を持ってもらうための実践的なマーケティング学習として、いきいきプラザでの体験イベントの企画、当日運営を嘉悦大学の学生が担う連携協力事業が始まりました。

#### ○嘉悦大学とこれまで連携したeスポーツ体験事業の取組と各課との連携実績

##### 【令和4年度】

麻布地区のいきいきプラザでのeスポーツを知ってもらうイベント 3回

##### 【令和5年度】

麻布・赤坂・高輪地区のいきいきプラザでのイベント 13回

RED° TOKYO TOWER でのイベント 3回

みなと区民スポーツ・体育祭に出展

## 【令和6年度】

麻布・赤坂・高輪地区のいきいきプラザでイベント 4回

RED° TOKYO TOWERでイベント 1回

みなと区民スポーツ・体育祭に出展

## ○各課との連携状況

### 【生涯学習スポーツ振興課】

eスポーツ体験事業による普及推進

### 【高齢者支援課】

いきいきプラザでのeスポーツ体験事業

みなと区民スポーツ・体育祭でのeスポーツ体験ブース出展

介護予防総合センターでのeスポーツ体験事業を検討中

### 【障害者福祉課】

障害保健福祉センターでのeスポーツ体験事業を検討中

### 【各支所管理課】

いきいきプラザでのeスポーツ体験事業

## 4 協定について

### (1) 連携協力協定を通じて目指すもの

港区・港区教育委員会	学校法人嘉悦学園
区民の健康増進、体力向上	学生の企画・営業などマーケティング学習
世代間交流の促進	自治体、企業との接点を通じた社会人訓練
地域のいきがづくり、コミュニティづくり	集客、運営の体験を通じた実務的な学習
区内の資源を活用したスポーツ活動の推進	デジタルデバインドなど社会課題の認識

### (2) 協定締結者

港区	港区長	清	家	愛
港区教育委員会	教育長	浦	田	幹 男
学校法人嘉悦学園	理事長	永	久	寿 夫

### (3) 協定締結日

令和6年10月28日

## 5 連携協力事項の概要

### (1) 区民の健康増進に関する事項

高齢者向けeスポーツ体験事業「脳に体にe（良い）スポーツ」等での連携協力による区民の健康・福祉の向上

- ・高齢者を対象としたいいきいきプラザ等での体験事業を通じて、フレイルや認知症の予防をはじめ、体を動かすことによる体力向上など、区民の健康増進を図ります。

- ・先端技術を体験できる区内の民間施設等の資源を活用したイベントを通じて、区民が魅力を感じながら、身体を動かす機会を創出します。
- ・高齢者以外を対象とした取組についても検討します。

## (2) 世代間交流の促進に関する事項

世代間交流の促進による生きがいづくりと地域コミュニティの活性化

- ・学生と参加した高齢者による世代間交流の促進を図ることで、学生の社会経験の向上や高齢者の社会参加による生活の充足感や生きがいづくりに取り組みます。
- ・連携した取組の中で、参加者間の交流の機会を創出することで、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・将来的に、子どもと高齢者による世代を超えた交流の機会の創出など、年齢や国籍、障害の有無に関わらず、誰もが楽しむことができるeスポーツが持つ魅力を活用した取組等で、共生社会の実現に寄与します。

## (3) 教育機会の創出に関する事項

イベントを通じた実践的学習の支援

- ・学生が、内容の企画から集客のための営業、開催に向けた調整、当日の運営まで実践することで、マーケティング学習や実務的な学習の支援をします。
- ・高齢者が抱える問題やデジタルデバイドなど社会的課題に触れることでのキャリア観の成長を図ります。
- ・自治体や企業との接点や、他世代との交流の中で社会経験の向上の機会を創出します。

## (4) その他区民福祉の向上及び地域社会の発展に関し合意した事項

- ・(1) から(3) の取組のほか、地域コミュニティの強化など、区民生活の質をより高めることができる内容等について、取り組みます。

## 6 連携協力協定締結によって期待される今後の展開

eスポーツ体験を契機として、様々な事業を展開していくためには、嘉悦大学とのさらなる連携協力が必要不可欠であり、各課、各施設からも嘉悦大学の学生の協力による世代間交流などによる取組が期待されています。

- (1) 高齢者向けイベントの未実施地区での開催
- (2) 障害者施設でのイベントの開催
- (3) 介護予防を目的とした体験事業の実施
- (4) 子どもと高齢者が交流を図る体験イベントの開催
- (5) (仮称) 北青山三丁目地区スポーツ施設での連携
- (6) 嘉悦大学学生の卒業研究発表イベントの開催

(案)

港区及び港区教育委員会と学校法人嘉悦学園との  
地域社会の発展に関する連携協力協定書

港区（以下「甲」という。）及び港区教育委員会（以下「乙」という。）並びに学校法人嘉悦学園（以下「丙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携を図り、協働を推進することにより、区民福祉の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について互いに連携し、及び協力するものとする。

- （1）区民の健康増進に関する事項
- （2）世代間交流の促進に関する事項
- （3）教育機会の創出に関する事項
- （4）その他区民福祉の向上及び地域社会の発展に関し、別途甲、乙及び丙が合意した事項

2 甲、乙及び丙は、連携協力事項に係る取組を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、実施する内容の詳細については、甲、乙及び丙が合意の上、決定する。

（経費の負担）

第3条 連携協力事項に係る取組の実施に要する経費の負担については、別途甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、連携協力事項に係る取組を実施することにより知り得た相手方の情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は提供してはならない。本協定の有効期間満了後もまた同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面をもって本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 清家 愛

乙 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教育長 浦田 幹男

丙 東京都江東区東雲二丁目16番1号  
学校法人嘉悦学園  
理事長 永久 寿夫